

平成19年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

農政水産部

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
愛知川流域田園整備事務所	上平木地区換地処分等委託事務	従前地調査、換地計画原案作成他業務	平成19年12月26日	上平木町土地改良区	13,570,000	換地の技術的な能力と地元の実情に精通している市・町等が実施するのが適当であり競争入札に適さないため	2号	3イ